

# 令和2年 第1回 由布市農業委員会臨時総会議事録

1. 日 時：令和2年6月9日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	7番	縣	次 男
副 会 長	1番	坂 本	成 一
委 員	2番	竹 内	正 敏
	3番	高 田	英
	4番	大 野	重 利
	6番	式 田	信 一
	9番	佐 藤	一 富
	10番	麻 生	秀 昭
	11番	佐 藤	富 雄

4. 欠席委員 5番 江 藤 国 子  
8番 佐 藤 孝 雄

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農業振興地域整備計画の変更の審議
  - ② その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第1回由布市農業委員会臨時総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長  
異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号6番 式田 信一委員さんをお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長  
それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案第1号 32件)

議 長  
日程第1 農業振興地域整備計画の変更について、32件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課  
日程第1 農業振興地域整備計画の変更について、議案朗読説明。

議 長  
農政課より説明がありましたけど、箇所番号1番から審議をしたいと思います。  
箇所番号1番について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員  
図面から、進入路とある場所がよくわからないのですが、進入路はどこですか。

農 政 課  
すみません、進入路は図中の赤線の上、道路側のところですよ。

議 長  
はい、他にご質問はないですか。

事 務 局  
すみません、補足します。  
私ここの現地を見たことあるのですが、11ページの航空写真の申請地の赤枠の左側に今申請者の兄弟の家が建ってます。で、その家に行く進入路に今回の申請地の北側の部分、市道に面しているところが使われているという状況です。

9番 佐藤 一富 委員

ここは市道と段差がある。市道が下っていて、家があるところの方が高い。  
本当は家を建てたときに一緒に申請しないと行けなかったんだろうけど、何もして  
なかったみたい。

3番 高田 英 委員

それでちょっと、面積693㎡の中の530.98㎡の中に進入路が含まれているんで  
すか。

農 政 課

そうです。その530.98㎡の中の121.49㎡が進入路になってますので、  
その部分については始末書付きで今回一緒に除外させていただきたいという申請です。

3番 高田 英 委員

じゃあ、農地が残るってことですね。ほんのちょっとだけ。

農 政 課

はい、必要最小限を除外するという事で全部じゃなくて、合わせて530.98  
㎡を除外ということです。

3番 高田 英 委員

はい、わかりました。

2番 竹内 正敏

ちょっと教えていただきたいのですが、土地基盤整備事業というのは8年経過したらも  
ういいんですか？

農 政 課

一応8年が補助金の返還とかが無くなる期限となっていますので、一応いいというか、  
まあできるということになっております。

議 長

ほかにご質問はないでしょうか。

(ありません。)

では意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号2番の除外について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

先ほど説明の中で、測量してくださいと県から言われたというのはどういうことでは  
うか。ちょっと詳しく教えてください。

農 政 課

この案件につきましては去年に5筆ほどまとめて農振除外の申請があったのですが、この筆だけ一部の土地測量ができておらず、1筆の内840㎡を除外という申請でした。そのため、この840㎡を測量したものを出示してくださいということを県から言われたのですが、測量するに時間がかかるということで、他の申請者もいるためこの人だけずっと待ってくわけにはいかないのです、この1筆については取り下げをしていただきました。そして今回、去年残ったこの分だけを申請してきたという形になっております。

3番 高田 英 委員

この1筆の面積のうちの840㎡だけ除外するということですね。

農 政 課

そうです。

3番 高田 英 委員

その840㎡がどこなのか測量しないとわからないでしょと言われたと。

農 政 課

そうです。それを県から言われましたので、すぐに測量してくださいと申請者に行ったのですがそれは1ヶ月ぐらいかかるという答えだったので、それを待っていると外の申請者に迷惑がかかるということでこの分だけは取り下げをお願いしますと伝え、取り下げをしてもらった案件です。

3番 高田 英 委員

たしかここって、周辺を申請者が太陽光にしているところですよ。

農 政 課

そうです。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほかにご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号2番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号3番の除外について、質問があればお願いします。

(1番 坂本 成一 委員より挙手有り)

はい、坂本委員さんどうぞ。

1番 坂本 成一 委員

申請地の場所って、国道と JR の間じゃないかなと思うんですけど、その近くに厚生館の施設がある？

農 政 課

申請地の隣に、パンの販売をしたり集会場としても使ったりできるような施設が最近建設されました。

その施設で集会とかを行う時に駐車場がちょっと狭いということで、隣に駐車場を広げたいという申請となっております。

1 番 坂本 成一 委員

はい、わかりました。

議 長

スマイル広場のところですね。

農 政 課

そうですね。スマイル広場と看板が出てたかと思います。

議 長

ほかにご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 3 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 4 番の除外について、質問があればお願いします。

(5 番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

すみません、ここの農地区分ですが、10ha 以上のまとまった農地には該当しないのでしょうか。

事 務 局

今回の申請の 4 番から 7 番までが同じ施設の建設に伴う除外申請で出ているんですけども、ここは10ha以上のまとまりで第1種農地に分類されます。

ただ、この案件については県に事前相談済みなのですが、転用目的が福祉施設の建設ということで第1種農地の不許可の例外規定に適用できるものがありますので許可できるということは確認しております。

3 番 高田 英 委員

例外規定っていうのはどのような？

事 務 局

簡単に言えば、土地収用法の対象となりえる事業でかつ公益的な事業である場合は第1種農地でも許可できるというものです。

今回で言うと高齢者福祉施設と障害者福祉施設ですので、社会福祉法に関する事業となってくるため、今回の計画は例外が適用できるということで県に確認した結果大丈夫だと回答を貰っているので、農振除外されれば許可は可能ということですよ。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議長、もう7番まで一緒にまとめて審議した方がいいと思います。

議 長

そうですね。

今事務局から説明がありましたが、4番から7番は福祉施設の建設になってますのでまとめて質問があればお願いします。

(ありません。)

ではこの箇所番号4番から7番まで、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号8番の除外について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ここは第1種農地だと思いますが、転用目的が宿泊施設は大丈夫でしょうか？

事 務 局

ここは圃場整備済みの農地のため第1種農地になります。第1種農地の例外規定がありますが、旅館の建設はできません。ですので、ここは農地転用申請を出したときにひっかかります。

ですので、許可は出ないだろうという判断を事務局としてはしております。

議 長

うん、それならだめですよ。

3番 高田 英 委員

できないということですね。

ちょっと確認したいんですが、農振の除外が出たとき農政課と農業委員会で協議して、農地転用の許可通るよねっていうのを確認したうえでここに上がってくるんじゃないの？農政課が受けたら確認なしで上がってくるってこと？

今までは協議してから総会に出てきてなかったっけ。

事 務 局

今回はこの総会資料を農政課から貰って初めて事務局は見ました。

当然事前に農地転用の見込みについて相談があったうえで農振除外を出されているものもあるのですが、この案件については農政課から資料を貰って初めて見せていただいたところになります。

3番 高田 英 委員

わかりました。

農転が通らないということは除外もダメということですよ？

事 務 局

あくまでも農地転用と農振除外は法律も別で審査機関も別になってくるので…。

3番 高田 英 委員

でも農地転用ありきで申請がでますよね。

事 務 局

まあ除外する意味はないですよ。

農地転用許可が出ないから農振を除外してはいけないという決まりはないと思います。

3番 高田 英 委員

これちなみに、所有者が自分で旅館業したいと言ったらいいんですかね。

事 務 局

農地法の4条申請でも5条申請でも、申請目的が旅館である限り駄目ですね。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

申請されたら受け付けないといけないということですね。

3番 高田 英 委員

もちろん、それはそうですね。

議 長

ではこの箇所番号8番につきましては、皆さんの意見で認めることができないという意見になると思いますので、そういう意見を付して答申したいと思います。

意見有りとして、農業委員会としては認めないということでもいいんですかね？それか転用が不可能というような意見？

農 政 課

ちょっとですね、1回保留にしといていただきたい。

ちょっと申請者にその話をしてみないと。

議 長

では保留という意見で、箇所番号8番については保留ということにしておきたいのですが、いいでしょうか？

事 務 局

保留ということは次の機会にまた図るということになりませんが…。

3番 高田 英 委員

保留じゃないでしょう。  
次の総会でとかしたら、また時間かかるけど。

事 務 局

そうすると今後全部のスケジュールに影響しますがいいんですか？

議 長

そうですね、全部に影響しますね…。

3番 高田 英 委員

今度16日に農政対策審議会があるから、遅れたらまずいのでは。

事 務 局

この件、県には聞いている？

農 政 課

一応県には見せていますが…。

圃場整備後8年経過済みで、まあ外せないことはないでしょうということなのですが。でもその後のことは話してないんですよ。外すだけの段階の話しかしていないので。

先ほど高田委員さんがおっしゃっていたように、目的があって除外するのでその目的で許可が降りなければ意味がないという判断になるのかもしれませんが…。

議 長

申請地は隣地同意とかは問題ないんですか。

農 政 課

周りの田んぼの隣地同意は取ってきております。

事 務 局

農業委員会に求められているのはあくまでも意見なので、転用としては許可に至らないという意味合いの意見を回答することになるのかなと思いますが。

たしかに除外するかどうかというのは最終的には農政課の判断ということになるかと思いますが。

議 長

そうですね、ここはあくまでも農業委員会の意見ということで回答ですね。

3番 高田 英 委員

保留じゃなくて、そうした方がいい。

農 政 課

そうですね、そういう意見で出してもらえれば。

事 務 局

あくまでも意見なので、そういう意見が出たけど結果として除外されるというのは処理として何も問題ない。それはもう、農政課と県との協議の中で最終的な結論に至ることかなと思います。

議 長

ではこの案件は、先ほどのような意見を付して答申ということで、委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見を付して答申いたします。

続きまして箇所番号9番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号9番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号10番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号10番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号11番の用途変更について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料の57ページの図で、1筆の中にちょこんとある部分だけ用途変更するということ？

農 政 課

すみません、そうです。図の中の四角で囲んでいる部分が倉庫を建てる部分です。

3番 高田 英 委員

普通は農地の端っこに建てた方が便利がいいようだけれど、土地のど真ん中に作るの？

農 政 課

申請書の配置図面を見る限り、この位置に作るとなっております。

3番 高田 英 委員  
まあ悪くはないんだけど…。

議 長  
ほかにご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号11番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号12番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号12番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号13番の除外について、質問があればお願いします。

事務局  
すみません、事務局から補足があります。

13番の申請地は一部の地番について圃場整備実施済みとなっております。全部で12筆ある内の6筆が圃場整備実施済みです。

それらの圃場整備実施済みの農地については農地区分が第1種農地となり、植樹を目的とした農地転用は許可が降りません。

今回の申請目的にスギ・ヒノキの販売目的での植樹とあるので、除外後には農地転用申請が出るかと思うのですが、許可に至らない地番が出てくると思います。

事務局としてはそう考えております。

議 長  
農政課は何か説明はありますか。

農 政 課  
はい、この申請なんですが、県とも協議したんですが、ここら辺の農地についても耕作できないので山林として管理したいという申し出が出てきていると県の方に相談しましたところ、広葉樹とかを植えるということでは除外できないがヒノキとかスギとか椎茸用のクヌギとかの販売目的に使うということであれば除外することはできますということでは言われました。それで、今回このような形で出てきております。

1番 坂本 成一 委員  
私が以前聞いたことがあるのは、実が生る物、カボスとか柚子とかは植えてもいいと聞いたことあるけど、木なんかを1種農地に植えていいなんて聞いたことないよ。

3番 高田 英 委員

販売用ならいいっていうなら、湯布院の駅裏の1種農地とか全部そうなるよ。ヒノキとかスギ植えていいってことになる。そんなことにはならないでしょ。

議 長

なんでもいいことになるわな。

じゃあこの案件も農業委員会からは意見有りで答申したいと思います。意見を付して答申でよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見を付して答申いたします。

続きまして箇所番号14番の除外について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ここは農地転用の時の農地区分は何になりますか？1種農地ですか、2種農地ですか？まとまった農地ではない？

あ、でもここもまた福祉施設だからさっきと一緒に問題ないかな。

事 務 局

すみません、ここはまだ面積を確認してないんですが、結構農地がまとまっている地域なので10ha以上になる可能性も十分あるかなと思います。

3番 高田 英 委員

わかりました。

さっき言った通りで、第一種であっても問題ないかなと思う。県に確認してるんですね。

事 務 局

さっきの件は確認してる。

3番 高田 英 委員

これはしてない？

事 務 局

これはしてない。ですけど、さっきと同じ扱いになるかな？児童福祉施設と障害者福祉施設なので…。

1番 坂本 成一 委員

10haはならないんじゃない？

3番 高田 英 委員

10ha 切りますかね？

1番 坂本 成一 委員

あなみ保育園があるところの少し下のところでしょ？

事務局

保育園の前の道では分断とならないから難しいかと。

3番 高田 英 委員

市道じゃ農地を分断しないってということ？

事務局

鉄道とか河川とか大きな道路じゃないと。

でも、仮に10ha以上の1種農地になったとしても、今回の転用目的であればおそらく例外規定に該当して許可は取れるのではないかなと思います。

議長

じゃあ箇所番号14番につきましては今説明がありましたが、意見無しとして答申していいと思います。

意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号15番の除外について、質問があればお願いします。

3番 高田 英 委員

15番も一緒のやつじゃない？

農政課

15番は14番と一緒にの案件ですね。

議長

ああ、一緒のですね。

ご質問がないようでしたら意見無しとして答申しますが、質問ないですか。

(ありません。)

ではこの箇所番号15番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号16番ですが、16番から18番までは用途変更の案件です。

ではまず16番について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号16番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号17番の用途変更について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号17番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号18番の用途変更について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号18番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号19番の編入について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号19番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号20番の用途変更について、この案件は麻生 秀昭 委員さんが議事参与制限により退出となります。

(10番 麻生 秀昭 委員 退出)

質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号20番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

麻生委員さん、お入りください。

(10番 麻生 秀昭 委員 入室)

続きまして箇所番号21番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号21番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を

求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 2 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 2 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 3 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 3 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 4 番の用途変更について、質問があればお願いします。

(5 番 高田 英 委員より挙手有り)

はい、高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

ちょうど合併前のころだったかと思うのですが、椎茸の人口ほだ場とかを農政課を通して県の事業で融資まで受けて作ったところなんです、農振の処理とかちゃんとできていなかったということですか？

農 政 課

そうです。

この施設は合併前に補助金を利用して建設したそうなのですが、その時に用途変更の手続きをしていなかったということです。

3 番 高田 英 委員

昔の湯布院町のころの農政課と農業委員会でこの建物についていろいろ意見が出てたのを覚えているけど、そのままだったんですか。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 4 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を

求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 5 番の編入について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 5 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 6 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 6 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 7 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 7 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 8 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 8 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号 2 9 番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号 2 9 番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号30番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号30番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号31番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号31番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

続きまして箇所番号32番の除外について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ではこの箇所番号32番につきまして、意見無しとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この案件 意見無しとして答申いたします。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。